

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年3月12日提出
【発行者名】	NNインベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 木村弘志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート
【事務連絡者氏名】	高橋英則
【電話番号】	03 - 5210 - 0646
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	NNライフアップ株式ファンド(為替ヘッジなし/資産成長型) NNライフアップ株式ファンド(為替ヘッジあり/資産成長型)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドにつき継続募集額5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1.【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当ファンドについて繰上償還手続きを行うことを決定いたしました。これに伴い、平成30年11月20日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2.【訂正の内容】

原届出書について、それぞれ下記事項と同一内容に原届出書を訂正します。下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2018年11月21日(水)から2019年11月20日(水)まで(継続申込期間)

(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

<訂正後>

2018年11月21日(水)から2019年11月20日(水)まで(継続申込期間)

(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

当ファンドの繰上償還が決定した場合、継続申込期間は下記の通りとします。

2018年11月21日(水)から2019年5月13日(月)まで

(12)【その他】

末尾に下記の文章を挿入します。

<ファンドの繰上償還(予定)について>

・ファンドの設定以来、弊社ではファンドの運用に鋭意努力してまいりましたが、ファンドの受益権口数が投資信託約款に規定する繰上償還条項に定める10億口を下回る状態が続いております。弊社といたしましてはファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者様の利益に資するとの判断をし、繰上償還手続きを行うことを決定いたしました。

・ファンドの繰上償還につきましては法令の定めに基づき書面による決議をもって実施します。書面による決議の結果、繰上償還が決定した場合にはファンドは2019年5月17日に繰上償還します。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

ファンドの信託期間は2016年9月16日から2026年8月20日までとします。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

ファンドの信託期間は2016年9月16日から2026年8月20日までとしますが、ファンドについて繰上償還手続きを行うことを決定いたしました。書面決議によりファンドの繰上償還が決定した場合、ファンドの信託期間は2019年5月17日までとします。